



平成 22 年 2 月 3 日

問い合わせ先 国土交通省海事局 海技課 清水 (45-302) 小沼 (45-339)
--

～承認船員制度に新たに民間による審査スキームが追加されます～

承認船員制度（参考 1）については、平成 22 年 1 月 29 日に「承認船員制度等運用改善ワーキンググループ」の報告を受け、従来の海技試験官による承認試験に加え、民間においても承認船員になろうとする者の知識・能力の確認を行えることとなりました（参考 2）。

国土交通省では、新たな審査スキームを円滑に実施するため、これを担う審査管理者について、本日から適合確認を開始いたします。

審査管理者及び審査員の要件並びに適合確認を受けるために必要な書類及び提出先については、別紙のとおりです。

1. 審査を統括管理する「審査管理者」の要件

- ① 審査の統括管理を中立的、かつ、適確に遂行する能力を有すること。
- ② 審査員2名以上確保することその他の審査を統括管理するために必要な事業基盤及び事業計画を有すること。
- ③ すべての審査員及び海技に関する有識者で構成する審査員会を設置し、適切に運営できること。
- ④ 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 外航海運会社、船舶管理会社及び船員派遣会社等の外航海運に関連する企業（以下「外航海運会社等」という。）
 - イ 外航海運会社等の関係会社
 - ウ ア及びイに掲げる者の役員又は職員
- ⑤ 過去2年間に、船舶職員法又は同法に基づく命令に対する違反がないこと
- ⑥ 法人である場合は、その役員のうち前号に該当する者がいないこと。

2. 審査を行う「審査員」の要件

- ① 次に掲げる経歴のいずれかを有する者
 - ア 一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）についての海技免許を受けている者であって、当該免許を受けた後2年以上、沿海、近海又は遠洋区域を航行区域とする船舶の乗船履歴を有するもの
 - イ 一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）についての海技免許を受けている者であって、通算7年以上、沿海、近海又は遠洋区域を航行区域とする船舶の乗船履歴を有するもの
 - ウ 一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）についての海技免許を受けている者であって、当該免許を受けた後通算5年以上、船舶職員養成施設又は独立行政法人において、教授、准教授又はこれらに相当する職として、船舶の運航又は機関の運転に関する教育に従事した経験を有するもの
 - エ 一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）についての海技免許を受けた者であって、アからウまでに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められるもの
- ② 審査員として有すべき知識及び能力を備え、人格識見共に優れた者であると認められること。
- ③ 次のいずれかに該当する者の役員又は職員でないこと。
 - ア 外航海運会社等
 - イ 外航海運会社等の関係会社
- ④ 過去2年間に、船舶職員法又は同法に基づく命令に対する違反がないこと

3. 適合確認を受けるために必要な提出書類

- ① 審査管理者になろうとする者の名称及び住所、代表者の氏名及び住所、事務所の所在地及び所有・借入れの別その他参考となる事項を記載した書類
- ② 定款又は寄附行為
- ③ 法人に関する登記事項証明書
- ④ 役員名簿
- ⑤ 審査員になろうとする者の氏名、住所、担当科、専任若しくは兼任の別その他参考となる事項を記載した書類、住民票の写し、履歴書、海技免状の写し並びに乗船履歴を証明するための船員手帳の写し若しくは船員手帳記載事項証明
- ⑥ 海技に関する有識者の氏名、住所、履歴書及び海技免状の写し
- ⑦ 事業を開始しようとする年度に係る財産目録、収支予算書及び事業計画書
- ⑧ 審査事務の取扱いに関する文書

4. 提出先

国土交通省海事局海技課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

電話 03-5253-8111 (内線45-313)

03-5253-8655 (直通)

承認船員制度の概要

外航日本籍船の国際競争力強化策の一環として、平成11年5月に創設

STCW条約締約国の資格証明書を有する外国人船員

※STCW条約：船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する国際条約

日本と2国間承認協定を締結

(現在11か国)フィリピン、インドネシア、インド、ルーマニア、クロアチア、ベトナム、ブルガリア、トルコ、マレーシア、スリランカ、ミャンマー

我が国の海事法令に関する講習の修了

11年5月創設

海技試験官による承認試験

- ・口述試験
- ・身体検査

15年12月追加

社船の船長による実務能力確認

- ・船内における実務能力確認(3月以上)

22年1月追加(*)

民間審査員による能力審査

- ・口述試験
- ・身体検査

国土交通大臣による承認、日本籍船への乗り組み

* 1月29日の「承認船員制度等運用改善WG」において別紙スキームをとりまとめる予定。

民間審査員による能力審査の概要

